

入林届 (無人航空機を飛行させる場合の入林届)

福島森林管理署長 殿

入林届を返送致しますので、電話番号に加えて FAX もしくはメールアドレスのご記入をお願い致します。

申請者 住所  
氏名

連絡先 TEL、FAX、E-mail

林班、林小班をご記入下さい。林班、林小班名が複数にまたがる場合は代表する林班をご記入後、最後に「外」をご記入下さい。入林する林班が分からない場合は当署にご連絡下さい。

無人航空機を飛行させるので入林届を提出します。

記

1 入林の場所 福島県 市町大字 字 国有林 林小班外

2 入林の期間 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日

3 入林の目的

4 無人航空機を飛行させる場所等

○無人航空機の飛行場所又は経路 (別途図面を添付) : 別添図面のとお

○無人航空機の飛行日時 :

○無人航空機の飛行目的 : 紅葉風景の空撮

○無人航空機の飛行高度 : 150 m以下

5 入林者氏名 (申請者以外)

氏名

連絡先

※入林者が多数の場合は、別途入林者名簿を添付願います。

6 注意点の確認

以下の注意点を確認した上で無人航空機を飛行させます。

※ □内にチェック願います。

- 無人航空機の飛行にあたっては、航空法等関係法令を遵守し、これに基づく必要な手続きをとること。
- 事故防止に万全を期すこと。特に、国有林野職員から指示があった場合、これに従うこと。
- 第三者のいない上空で飛行させること。また、第三者の立入等が生じた場合には速やかに飛行を中止すること。
- 国有林野の貸付地上空について、貸付地の管理者が無人航空機の飛行ルールを定めている場合、当該ルールを遵守して飛行すること。
- 不必要な低空飛行、高調音を発する飛行、急降下等により人、物件等に迷惑を及ぼすような飛行を行わないこと。特に一般の入林者、他の国有林野事業の受託者等への危害又は迷惑となる行為を行わないこと。
- 希少な野生生物が生育・生息している地域では、営巣期間中は飛行を避ける等生育・生息に悪影響を及ぼさないようにすること。特に営巣箇所が見られた場合は、当該箇所及びその周辺で飛行させないこと。 (例) クマタカ、イヌワシ等
- 無人航空機による事故が生じた場合又は無人航空機を初天した場合は、速やかに森林管理署等に連絡すること。
- 無人航空機の回収は入林者の責任で行うこと。
- 別紙の入林に際しての遵守事項を守ること。

注意点をご確認の上チェックして下さい。

入林届に加え、入林位置図 (入林場所を地図上に示したもの)、その他書類 (必要に応じて) の提出をお願い致します。